

# ろうきよう

●発行/労働者供給事業関連労働組合協議会(労供労組協)  
 ●発行人/ろうきよう編集委員会  
 〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
 TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265  
 URL <https://www.union-net.or.jp/roukyo/>

## 去る6月20日、日港福会館2階会議室にて 第39回労供労組協総会開かれる

例年秋に開催している学習会が、都合で今年2月に行われた関係で、今期の総会は6月20日(金)の開催となりました。

総会は7組合、18名参加の下、開催されました。最初に鈴木誠一議長から「労供労組協は昨年活動を再開し、本日第39回

総会を迎えることができました。労供は素敵な働き方だと思いが、周知度は低い。先輩方が始めた労供の原点に立ち返って、改めて、労供事業を広めていきたい。本日は全港湾小名浜支部から2名来てもらっており、後ほど懸案であった貨物運送事業におけるトラックドライバの供給の件について、一定の解決が見えたこと、および、労供労連の脱退に関して、新運転および自運労の委員長などコミュニケーションが取れているので経過と今後の展望について話をしたい。」と挨拶がありました。

議長挨拶の後、横山南人事務局長より2024年度経過および2025年度活動方針提案がありました。

### 【主な活動課題】

主な活動課題の一つ目、「労供労働者の権利の維持・拡大」について、一貫して労働者派遣事業に反対してきたこと、そして、労供組合員に社会・労働保険の適用を求め1999年12月の職業安定法(以下、「職安法」)の改正で「供給・派遣」の仕組みができ、さらには2018年10月からは労供組合で労供組合員に対して社会・労働保険の摘要が可能になったことが報告されました。

この労供組合による社会・労働保険の適用により、供給先から見ると労働者派遣との違いがなく

なることで、二つ目の

「労働者事業体の強化・発展」の「『派遣』を『供給』に代替することで、官製ワーキングプア―解消」(以下、「派遣の供給代替」という方針に繋がっています。

2025年度活動方針では、労供事業の拡大について、昨年に引き続き、この派遣の供給代替と「労供事業の活用によるフリーランスの組織化の検討」を掲げました。「違法な派遣、請負い、労供の摘発」に関して、2018年の職安法改正において「労働者供給について守るべき指針」(下記)が定められました。

下記、「ホ」が供給組合における供給組合員の社会・労働保険適用について記載したものです。



労働者供給事業者 かわるべき事項  
 労働者供給事業者 かわるべき事項  
 厚生労働省チラシ

### 労働者供給事業業務取扱要領より

- イ 労働者供給事業者は、供給される労働者に対し、供給される労働者でなくなる自由を保障しなければならないこと。
- ロ 労働者供給事業者は、労働組合法第5条第2項各号に掲げる規定を含む労働組合の規約を定め、これを遵守する等、民主的な方法により運営しなければならないこと。
- ハ 労働者供給事業者は、無料で労働者供給事業を行わなければならないこと。
- ニ 労働者供給事業者は、供給される労働者から過度に高額な組合費を徴収してはならないこと。
- ホ 労働者供給事業者は、供給される労働者の就業の状況等を踏まえ、**労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続を適切に進めるように管理**すること。
- ヘ 労働者供給事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る供給される労働者からの苦情に迅速、適切に対応することとし、そのための体制の整備及び改善向上に努めること。

この改正に伴い、既存の労働者供給事業者が許可要件を満たしているかどうか、また、新たな指針に沿った責務が果たせているかどうかをチェックし、問題のある労働者供給事業者に対しては許可の取り消しを含む処分を行うなど厳正に対処することを求めて、2018年11月16日に大阪労働局へ、同月19日には東京労働局へ要請を行いました。

その後、両労働局においては、何の進展もないため、今期、厚生労働省（職業安定局、民間需給調整事業課）へ要請することにしました。労働組合員への社会・労働保険適用のための仕組み「供給・派遣」ができるようになった2000年に冊子「労供・派遣事業の手引き」を発行しました。供給元での社会・労働保険の適用可能になり「供給・派遣」の必要性がなくなつたため、手引きの改訂を検討します。

また、パンフレット「派遣はダメ！ 労供をはじめよう」の活用を図ります。

【他団体、行政との協力】

労供研究会は、準備会（2008年9月～2009年7月）を経て、2009年9月に國學院大學、経済学部で発足した研究会で、労働組合による労働者供給事業についての研究を行ってきています。

労供労働協では準備会の時から携わっています。

座長の國學院大學、経済学部の橋元秀一教授が今春大学を退任された関係で、

今後は國學院大學、経済学部からは独立する形で運営していくことになりました。

なお、座長は変わりなく國學院大學名誉教授の橋元秀一先生です。

共に協力しながら労供事業研究成果を生かし、労供事業の発展を目指します。

さらに、NPO派遣労働

ネットワーク、官製ワーキングプア研究会とともに非正規労働者のための運動を共に協力しながら進めていきます。

東京都の労働者派遣事業適正運営協力員については、労供労働協加盟組合から3名が委員になっていきます。引続き問題のある労働者派遣の監視役を担います。

【運営】

例年秋に開催している学習会は都合で今年、2025年2月20日に開催し、「派遣に替わる労供の可能性と課題」をテーマに龍谷

大学法学部教授の武井寛先生にご講演いただきました。

講演では労働者供給について職業安定法制定前の戦前から歴史的な背景を含めその変遷について話がありました。

今回、労供労働協運営規定について次の2つの改訂がありました。

- ①新たに個人会員を設け、年会費を6千円とする。
- ②団体会員の年会費を組合員人数比に1本化する。

第1回4役会議開催される

総会後、7月17日に第1回4役会議が開催されました。

事務局で作成した、個人会員の「労供労働協加盟申請書（個人）」について確認しました。

年会費について規定改訂後の各加盟組合の会費について確認しました。

今期活動方針の労供事業の拡大について、①「派遣」の「供給」への代替による官製ワーキングプアの解消（以下、公務労供）、②

労供の活用によるフリーランスの組織化を確認し、その具体化について検討されました。

公務労供については、公務労供プロジェクト発足に向けて関係団体および個人との懇談の場を持ち、協力を依頼することとしました。

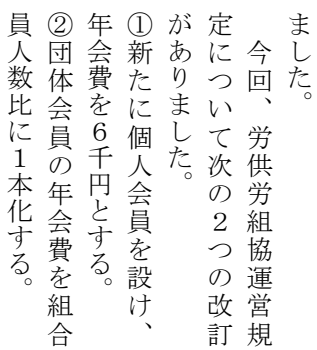
また、公務労供の実現に向けて、会計年度任用職員について供給契約の可能性の追求することを確認しました。特に図書館職員（司

書、一般事務等）の多く（公立図書館員の4割以上、公立の学校図書館職員に至っては9割近く）が会計年度任用職員であることを踏まえ、日本図書館協会と懇談することとしました。

日本図書館協会では、2024年12月6日に会計年度任用職員の雇用を継続するよう都道府県知事会や市町村会に要望を送付しています。

現在、次の団体、個人との懇談の日程調整中です。

- ①日本図書館協会
- ②M I Cフリーランス連絡会
- ③全国建設労働組合総連合
- ④全労連・全国一般労働組合
- ⑤佐々木弁護士（日本労働弁護団幹事長、ブラック企業被害対策弁護団代表）
- ⑥伊藤篤様（全国革新懇、元機関紙連合通信社社長）



## 2025年度活動方針

## 1. 主な活動課題

## (1) 労働者の権利の維持・拡大

①労働者派遣法に反対し、社会・労働保険適用事業体としての労働者供給事業の活用。

②労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。

③労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

## (2) 労働者事業体の強化・発展

①「派遣」を「供給」に代替することで、官製ワーキングプア一解消を図る。

②労供事業の拡充・事業法制定に向けてナショナルセンターや政治・行政に働きかける。

③違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。

④労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

(4) 供給元での社保適用が可能になったことを踏まえ、冊子「労供・派遣事業の手引き」の改訂を検討する。

また、パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

(5) 日雇雇用保険・特例健康保険制度の拡充を求める。

(6) 雇用によらない働き方の拡大が予想される中、労供事業の活用によるフリーランスの組織化を検討する。

## 2. 他団体、行政との協力

(1) 労供研究会の成果を活かし、労供事業の拡大を図る。

(2) NPO派遣労働ネットワーク、官製ワーキングプア研究会など、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

(3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員に引き続き参加する。

## 3. 運営

(1) 幹事会メーリングリストを活用する。

(2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。

(3) 総会を年1回、幹事会を必要に応じて開催し、4役会議は随時開催する。

(4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。

(5) 新たに個人会員を設け、会費は労働組合員比のみに一本化する。その他必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。



2025年度役員

議長 鈴木誠一  
(全港湾)

副議長 太田武二  
(労供労連)

同右 青谷充子  
(音楽ユニオン)

事務局長 横山南人  
(電算労)

事務局次長 山川敦史  
(サービス連合)

同右 森戸佳代子  
(電算労)

同右 古田将也  
(全港湾)

同右 玖島穂高  
(全日建運輸)

会計監査 渡辺秀雄  
(東京ユニオン)

同右 田久悟  
(全建総連)